



2019年 1月15日

岩倉市議会

議長 黒川 武 様

日本共産党岩倉市議団

団長 榎谷 規子

「第45回市町村議会議員研修会 in 長野」研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

- 1 実施日 2018年11月12日(月)・13日(火)
- 2 研修先 JA長野県ビル(長野市南長野北石堂町1177-3)
- 3 出席人数及び氏名

2名	榎谷 規子	木村 冬樹
----	-------	-------

- 4 復命事項

別紙のとおり

「第45回市町村議会議員研修会 in 長野」研修報告書

日 時／平成30年11月12日（月）午後1時～午後6時

13日（火）午前9時30分～午後3時30分

場 所／JA長野県ビル（長野市南長野北石堂町1177-3）

1日目 全体会

記念講演 自治体はどのような少子化対策を進めるべきか

講師／中山 徹・奈良女子大学生活環境学部教授

2015年4月から始まった「子ども・子育て新制度」のもとで、全国的に、保育所・幼稚園は減少し、認定こども園・地域型保育事業が増加、また、事業主体は公立から私立へ、小規模な事業は企業中心になってきている。保育所は、児童福祉法第24条第1項に位置づけられる施設だが、認定こども園・地域型保育事業は第2項に位置づけられており、法的には行政の関与が低いと言える。事業主体が公立から民間にシフトしていると同時に、行瑛の関りが少ない施設・事業にシフトしてきている。

これまで、国費が投入される保育所・認定こども園の保育者は保育士の国家資格が必須であったが、新制度では、国費が投入される地域型保育事業に保育士資格がなくても携われるよう規制を緩和した。0～2歳児の保育の専門性が一気に低下し、企業参入のハードルが大きく引き下げられた。

子ども・子育て事業の「再編」の第2弾として幼児教育無償化が実施されようとしているが、無償化についてはあまり議論されていない。特に地域にどのような影響を及ぼすのかはほとんど考えられていないが、子ども・子育て新制度を実質化させる施策として位置づけるべきである。

3～5歳児は、一部の高額な保育料を徴収する施設を除き、保育・幼児教育を問わず、保護者の所得も関係なく無料に、0～2歳児は住民税日会税世帯が無料になる（岩倉市はこれまでも住民税非課税世帯は無料）。ただし、無償化の対象になるのは保育料であり、各施設で実費徴収している教材費、食材費、行事費などは対象外である。

無償化は少子化対策からみて重要だが、財源を消費税増税に求めている点は問題である。消費税は低所得世帯ほど負担が重くなる逆進性の強い税金であり、法人税、所得税、相続税などある中で、逆進性の強い税金を財源とすることは大きな問題と言える。また、保育料は所得段階によって設定されているので、無償化の恩恵は所得が高いほど大きくなる点も問題である。

一方、現行の保育料は、国が基準額を定め、多くの自治体がこれを下回るように設定しており、無償化になれば、国の基準額分が国から施設に支払われるため、自治体が保育料減免の差額負担している分は自治体の新たな財源となる。岩倉市でも、無償化で生み出されるこの財源を有効に使うように求めていく必要がある。

子ども・子育て新制度が進む中、公立保育園の縮小への道に流されず、一人ひとりの子どもを大切に作る保育を守っていいかなければ、という思いを強くした記念講演であった。

（梶谷規子）

特別講演 「住民自治の根幹」としての議会力・議員力の発揮へ

講師／寺島 渉・長野県飯綱町前町議会議長

講師の寺島氏は、飯綱町議会で2009年から2017年までの8年間、議長を務めた方である。これまで10年間の飯綱町議会の議会改革の取組が語られた。

2008年1月から、半年間で30回を超える学習会と自由討議を重ね、めざす議会像（追認機関から善政競争へ、議会の「見える化」、住民自治発展の推進力、政策提言できる議会など）と改革課題（議決責任を果たす、住民参加、情報公開、活発な自由討議、政策立案能

力の向上、行政監視機能の強化など)を整理し、議会だよりで町民に議会改革の実行を宣言。9月議会から実践を開始しました。

特徴的な実践として、議会白書の発行(議員の自己評価と町民の検証)、町民への出前講座、タブレット導入、中学生議会の開催、休日・夜間議会の開催などがあり、一般質問で町長が検討を約束した課題について、半年ごとに検討結果を書面にて議会へ報告することも定着してきたとのこと。議案の否決や修正なども経験してきた。政策サポーター制度を新設し、6テーマで政策提言を実施。具体化されたものもある。議会だよりモニターを選出し、毎回100項目以上の意見・要望・批判などが寄せられている。2017年10月の町議選では、サポーター・モニター経験者5人が当選したとのこと。議会改革を議会事務局がサポートできるように、能力・意欲のある人材を抜擢している。

議会改革は議員の意識改革であり、持続的に改革を実践していくことが重要、議会力は向上したが、議員力向上はまだ今後の課題であると講演を締めくくりました。

議案の否決や修正の際の議会内での議論や執行機関との関係について質問したところ、飯綱町議会には会派がなく、賛否が分かれる議案については全員協議会の自由討議で論点整理を行っているとのこと。議決責任と決意が問われるので、執行機関とも徹底して議論することが重要と述べられた。

岩倉市議会の今後の議会改革と自らの議会活動に活かしていきたい。

(木村冬樹)

2日目 専科

専科A 災害への備えに何が必要か —予防・応急対応と復旧・復興・生活支援—

講師/塩崎賢明・神戸大学名誉教授

講師は、建築学会、都市計画学会、災害復興学会に所属しており、阪神・淡路大震災を契機に復興まちづくり、住宅復興研究に取り組み、国内の震災だけでなく、台湾、トルコ、イ

インドネシア、中国の震災復興調査に関わった方で、現在も兵庫県震災復興研究センター代表理事、近畿まちづくり支援機構代表委員などをされている。

2018年は、酷暑、大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号上陸、北海道地震と相次ぎ、地震と気象災害の複合災害をもたらしたが、これは例外的な現象とは言えず、今後も繰り返される可能性が高いと見なければならない。南海トラフ地震といった巨大災害だけが問題なのではなく、全国どこでも災害の危険性が高まっていると考えるべきである。

自然災害の対策は「防災」と呼ばれてきたが、災害そのものの発生を防止することはできないため、被害を最小限に食い止めるという意味で「減災」という用語が使われる。災害が発生する前の事前予防の段階、発生直後の緊急対応の段階、災害が去って一段落してからの復旧復興の段階、復旧復興は次なる災害への事前予防の段階でもあるので、減災はひとつながりのサイクルと考えられる。事前対策としては、建物の耐震化、防潮堤の建設、消防力の強化、避難場所や避難路の整備、避難訓練などが重要である。

講師が強調されたのは、災害後に病気が悪化して命を縮めるなど、関連死の多さである。日本の避難所は、体育館での雑魚寝が多く、血栓症を引き起こす、床が冷たい、床から舞い上がるほこりや細菌を吸い込む、プライバシーが保てない、おにぎりなど食事も冷たい、といったように非人道的な環境となっている。国際人道法などでは、避難所の国際的な環境基準も示されている。地震国のイタリアでは、常設の防災・復興機関があり、10分で組み立てられるハイドロテントに簡易ベッド、温かい食事を1000食も作れるキッチンカーなど、設備の面で、災害後も人間的な生活への配慮が徹底されている。看護師、消防士、調理師など、何らかの専門性を持っているボランティアが140万人も登録されていて、2週間のボランティア活動が法律で保障（旅費、宿泊費も国費で負担）されている。

復旧復興については、たくさんの映像が紹介された。避難所や仮設住宅へ行けず、壊れた自宅で暮らしている「在宅被災者」が多数いる実態や、仮設住宅についても多くの課題が残されている実情が語られた。イタリアの災害対応に学び、日本でも人道的な災害対応を求め

ていかなければならないと強く感じた。

(梶谷規子)

専科B 自治体アウトソーシング・PFIと水道の民営化・広域化

講師／尾林芳匡・八王子合同法律事務所弁護士

最初に、自治体アウトソーシングについての概要が説明された。

立法の経過として、1999年のPFI法、2000年の構造改革特区法、2003年の公の施設の指定管理者制度（地方自治法「改正」）と地方独立行政法人法、2006年の市場化テスト法、2009年の公共サービス基本法、2011年の総合特区法とPFI法「改正」、2013年の国家戦略特区法とPFI法「改正」、2015年のPFI法「改正」、2017年の地方独立行政法人法「改正」、2018年のPFI法「改正」と水道法「改正」案などが挙げられ、国が法令で自治体アウトソーシングを推進している実態が語られた。

また、制度の相互関係として、地方独立行政法人では何の契約変更もないまま公務員が民間社員に、営利企業では非正規・派遣社員等が使われ、NPO法人では最低賃金を下回るボランティアが公務を担うといった官製ワーキングプアを生む仕組みや、「見せかけの競争手続き」で公的責任が放棄されていく実態が語られた。「公共サービスが搾取の場になっていく」という強烈な指摘もあった。

さらに、経済的な特徴として、自治体アウトソーシングでは利益を上げるために人的経費が削られ、場合によっては安全性を脅かす物的経費も削減されるといった自治体アウトソーシングの構造的な問題が語られた。

次に、PFI手法の問題点が詳細に説明された。

自治体の財政難のもとでも施設建設が推進できるというのは幻想で、原則20年と言われ契約の中で、自治体の関与と住民の立場が後退する実態、自治体と大企業との癒着のおそれ、事故等の損失の自治体負担など多くの問題点が示された。PFIの建物の共通点として、

「ガラス張りの外壁」「吹き抜け」「じゅうたん敷き」と安全性よりも見栄えが重視されることが多い。全国各地で起きている事故や事件、撤退問題、経営破綻、再公営化などの事例も示された。西尾市のPFI導入をめぐる現状と問題も語られました。公共施設をどうしていくのかを判断するのは地方議員の仕事であり、20年間も民間に任せる上、企業秘密で多くの情報が公開されないPFIは地方議員の責任放棄という厳しい指摘もあった。

2011年以降ほぼ2年に1回「改正」されているPFI法は、2011年「改正」で長期に渡り運営権を売却する「コンフィッション方式」を創設。修繕や事故等の補償は自治体に、もうけだけは営利企業に、公務のノウハウや人材も民間に提供していくPFIの実態が語られるとともに、PFI活用に補助金を出し、内閣府で活用を促すワンストップ相談に対応するといった、もはや「Private」とは言えないような法「改正」の内容も示された。

次に、水道の民営化・広域化の現状について説明された。

最初に、清浄・豊富・低廉な水の供給と公衆衛生の向上という水道法の目的、国と自治体の責務が紹介された。老朽化した水道管の敷設替えは明確に国の責務であることが示された。水道におけるPFI活用は、憲法第25条第2項と水道法第2条の2に照らして不適切であると断言された。

水道の民営化は、第三者委託が22団体、PFIが7団体、指定管理者が3団体と進んでおらず、総務省の研究会報告でも、わずかなケースを紹介しているのみである。水道の管理基準は非常に厳格であり、民間企業の方が安くできることはない。財界からの提言も、「中長期的に水需要減少」と「経営効率高めるため民間事業者活用」という矛盾した表現となっている。

水道法「改正」案は、水道事業の課題の改善にならず、広域化で地域の実情に合わない計画や民営化で営利本位に変質のおそれがあると指摘された。この考えは、新潟県議会の法「改正」反対の意見書提出など、地方にも広がっている。

水道の民営化・広域化で起こっている問題事例も紹介され、特に浜松市の下水道民営化の契約内容には驚かされた。102条、80ページの膨大な契約書では、運営権者の利益がとことん追求され、監督は運営権者のセルフモニタリング（自己点検）のみ、リスクは訴訟によって自治体負担にさせる、情報公開の範囲は運営権者がきめるといった内容も含まれている。20年先まで予測し、膨大な契約内容をチェックできる自治体職員も地方議員もいない。

水道の民営化の先進地であるアジア、南米、欧州では、水道料金の値上げや水質の悪化などが発生し、再公営化が相次いでいる。現時点では、もはや時代遅れになったものが日本に導入されようとしている。

最後に、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人、さまざまな特区、公務職場の偽装請負など、自治体アウトソーシングの現状、問題点、考える視点が説明された。公共サービスには、①専門性・科学性、②人権保障と法令遵守、③実質的平等性、④民主性、⑤安定性が必要であることが強調され、講義は終了した。

その後、参加者から全国各地の自治体アウトソーシングの状況が出され、交流が行われた。

自治体アウトソーシングについて、歴史的、構造的、総合的、具体的に学ぶことができ、実態や問題点を把握することができた。今後の議会活動に大いに活かしていきたい。

(木村冬樹)

以上